

治癒証明書

吉岡町第三保育園

園児名

学校感染症に罹患している場合、他の児童にうつるおそれのある間は、学校保健安全法施行規則より登園することができません。

病気が治った時には、治療証明書を主治医に記入していただき、これを持って登園させて下さい。

出席停止期間は概ね、次のとおりです。

感染症名	出席停止の期間
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好にまるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス感染症)	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日 (幼児にあっては3日)を経過するまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他	

上記の学校伝染病が治癒したことを証明します

平成 年 月 日

医師名

印